

# CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS



弁護士法人

## 中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階  
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289

〒106-6030 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階  
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2004 秋号

2004年 10月発行 第36号



### ご挨拶

秋も深まり、爽やかな季節となりました。皆様にはお変わりなくご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、弊事務所において客員弁護士として活動されておられた福屋憲昭弁護士が去る8月20日満80歳で逝去されました。謹んでお知らせ申し上げますとともに、生前のご厚誼に感謝し、検察官・公証人・弁護士としてご活躍されたご功績をたたえ、ご冥福をお祈りしたいと存じます。

新しく、今秋司法研修所を修了し、大阪弁護士会に登録した衛藤祐樹弁護士、金澤浩志弁護士を弊事務所へ迎えました。両君ともこれからの時代を担う新進気鋭の青年弁護士であります。私どもと同様にご厚誼を賜いますようお願い申し上げます。

所長弁護士 中務 嗣治郎

### 新入所弁護士ご挨拶



弁護士 衛藤 祐樹  
(えとうゆうき)

この度 当事務所に入所し、弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。

社会情勢がめまぐるしく変化する昨今、弁護士の世界でもスピードが要求されるようになってきていると思います。また、法曹人口の増加により弁護士の競争も激化し、弁護士に要求される仕事の質も厳しくなっていると思います。そのような状況の中で、誰より先に、誰より先に正確な事件処理ができるような弁護士になりたいと思っております。

まだまだ未熟ではございますが、一件一件の事件を全力で処理し、依頼者の方々に満足して頂けるよう頑張っていくと思っております。なにとぞご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

出身大学 大阪大学法学部  
経歴 2004年10月最高裁判所司法研修所修了(57期)  
中央総合法律事務所入所(16年10月)



弁護士 金澤 浩志  
(かなざわこうじ)

この度弁護士として当事務所に入所することになりました。現在は司法改革の議論が進み、法曹がこの社会において果たすべき責任、役割が問われている時代であるといえます。

このような時代に、弁護士としての第一歩を踏み出すにあたり、その使命感を胸に抱きつつ、誠実に事件に取り組み、依頼者の方々に信頼される弁護士となることを第一の目標としております。

いまだ未熟な身ではございますが、ひとつひとつの事件を処理する中で弁護士としてのスキルを研鑽し、依頼者の方々のご期待に添える仕事ができるよう精進していく所存ですので、なにとぞ、皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

出身大学 京都大学法学部  
経歴 2004年10月最高裁判所司法研修所修了(57期)  
中央総合法律事務所入所(16年10月)



弁護士  
岩城 本臣  
(いわきもとあみ)

出身大学  
早稲田大学大学院民法  
(篠塚研究室) 研究生修了

経歴  
(昭和51年)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

役職歴  
(平成10年度)  
大阪弁護士会副会長  
(平成15年度)  
日本弁護士連合会編集委員  
会委員長  
(現在)  
荒川化学工業(株) 社外監査役  
大同生命保険(株) 社外取締役  
清算組合朝銀近畿信用組合清算人

取扱業務  
民事法務、不動産法務、  
商事法務、会社法務、  
民事対策法務、税務法務、  
家事相続法務

著書他  
共著  
『不動産トラブル解決法』  
『不動産売買の法律問答』  
編著  
『企業環境権訴訟の軌跡』  
監修  
『土地利用制度はこう変わった』  
(以上清文社)

共編  
『事業承継・相続の実務と対策』  
『借地・借家課税の実務と対策』  
『営業譲渡・会社分割・株式譲渡・  
合併・更生・再生・清算』  
(以上第一法規)

法律監修  
『遺産相続』(東映映画)

## 「新破産法が平成17年(2005)1月1日から施行されます」

弁護士 岩城 本臣

### 1 はじめに

1 バブル崩壊により、倒産が急増したために倒産法制の整備が急がれ、遅ればせながらも平成11年12月に民事再生法が和議法に替わり制定され、同12年11月には個人再生手続が創設されるとともに、国際倒産法制の整備がなされ、同14年12月には会社更生法が全面改正されました。

そして、本年破産法が、改正手続としてではなく新法制定として全面的な見直しが行なわれました。

2 破産申立事件は、平成5年に約4万6000件でしたが平成15年には約15万件にと、この10年間、毎年急増していました。そのため、大正11年に制定された現行破産法では迅速・適切な処理に限界があり、このため、管轄裁判所の拡大、保全処分の拡充、債権調査手続等の合理化等の破産手続全体の見直し、破産手続と免責手続の一体化、自由財産の範囲の拡張等の個人の破産免責手続の見直し、債権の優先順位につき労働債権の一部を引き上げ租税債権の一部引き下げ、また賃借人の立場強化等の倒産実体法の見直し等が必要となり、これらを取り入れた新破産法が本年5月25日に成立し、6月2日に公布、来年1月1日に施行されることになりました。

結局、「経済社会のセーフティネットの確立」、つまり迅速且つ公平な清算手続をすること、破産会社の労働者の生活を確保すること、個人の債務者の再起を支援すること等々を実現することになりました。以下にごく要点のみを説明させて頂きます。

### 2 破産債権届出、破産債権者集会、債権調査、配当等の各手続改正について

1 現行法は、特別調査の費用の負担を課すことを除けば債権の届出期間について制限はありませんでしたが、新法では原則として一般調査期間経過後や一般調査期日終了後は責めに帰ることが出来ない事由によって届出ができなかった場合を除き届出ができなくなりました。

2 債権者集会は、現行法では第一回債権者集会、破産管財人の任務終了の計算報告集会、異時廃止の決定の意見聴取集会が、何れも必要なものとはされていましたが、新法ではこれらの開催は任意化されました。しかし予想される実務の運用(大阪・東京各地裁)としては債権者集会は債権者の貴重な手続参加の機会であり破

産手続をより透明なものにすること、債権者から情報の提供を受ける機会になり得ること等々から弾力的に運用されることになっています。

3 現行破産法では債権調査は債権調査期日を開き、破産管財人、破産者、破産債権者が相互に異議を述べる方法で行う旨の定めでした(期日方式)。新法では一般調査期間前の裁判所の定める期限までに破産管財人の認否書並びに破産者及び破産債権者の書面による異議に基づいて行う債権調査手続(期間方式)が創設されました。しかし、実務の運用としては、異時廃止で終了する事件が破産管財事件の大多数を占めている状況を踏まえると、手続上不要となる可能性の高い認否事務に多大の労力を使わざるを得なくなる結果にもなるので、期日方式を採用する方が合理的とされる場合の方が多いかと考えられます。

4 配当することができる金額は1千万円未満の場合(1千万以上の場合でも簡易配当手続できる場合がある)に、簡易配当の特例が設けられました。内容は、債権者への通知方法は、官報公告が不要で債権者への通知で足りる、除斥期間を2週間から1週間に短縮する、(A)配当表に対する異議についての即時抗告を認めない、(B)配当額を定めた場合の債権者への個別通知の省略等が決まりました。

### 3 否認権

適正価額売買について否認できる場合を限定し、これもまた主観的要件の証明責任は破産管財人が負うことになりました。

また、特定の債権者に対する担保供与等の偏頗行為否認において「支払不能」基準を導入し、支払停止があった後は支払不能であったものと推定し、また、同時交換行為(担保の供与又は債務の消滅に関する行為が既存の債務についてなされたのではない場合)は偏頗行為否認の対象外と明記されました。

### 4 相殺禁止

1 支払不能を基準とする相殺禁止の追加

旧法は、「支払停止」後、「破産手続開始申立」後の債務負担または破産債権取得について相殺を禁止していましたが、新法は、更に、「支払不能」後についても相殺が禁止される場合を規定しました。

具体的に、「支払不能になった後に契約によ

て負担する債務を専ら破産債権をもってする相殺に供する目的で破産者の財産の処分を内容とする契約を破産者との間で締結」する場合という制限を加え、破産債権者が破産者の財産を購入して代金債務と破産債権とを相殺し、実質的に代物弁済を受けたのと同様となるような場合等に限定して相殺を禁止することにしました。

## 2 賃料債権等を受働債権とする相殺

賃貸人破産における賃料債権の前払及び処分については、“破産宣告時を基準に当期及び次期のものを除き、破産財団に対抗できない”を削除し、破産手続において処分等の効力を制限しないことにしました。また、相殺制限“破産宣告時を基準に当期及び次期の賃料に限って相殺できるという”を廃止しました。賃借人が破産債権を有しているとき、賃料債務を受働債権として次々期以降の分についても相殺できる事になりました。

## 5 担保権消滅請求制度

新たに破産管財人の申立に基づく裁判所の許可により別除権である担保権の目的財産を任意に売却し、当該目的財産上の担保権を消滅させるものであり、任意売却により取得できる金銭の一部を担保権者への配当に充てずに破産財団に組み入れることが可能となりました。

今までは目的財産が換価された場合の代金から弁済を受ける見込みの全くない後順位の担保権者についても所謂ハンコ代と称する一定の支払を余儀なくされ、場合によれば任意売却自体が困難となっていたことを避けるためでもあります。

## 6 債権の優先順位の見直し

1 租税債権は財団債権として優先破産債権よりも上位にあり、管財人が財団形成に努力しても

租税債権者以外に配当されない場合が少なからずありましたが、今回の改正で、破産手続開始の時に納期限が到来していないもの、また納期限から一年が経過していないものと限定されました。

2 また労働債権については破産手続開始前から三ヶ月間の給料債権、退職前三ヶ月間の給料の総額に相当する退職手当額については財団債権として認められることになりました。

## 7 個人破産制度の見直し・・・破産手続と免責手続の一体化

1 債務者、つまりまだ破産手続開始決定を受けていない債務者が破産手続開始の申立と同時に免責許可の申立を行うことが法制度上できるようになりました。

2 免責審理期間中の個別執行の禁止。種々問題を提起していた免責審理期間中の個別執行については新法では、全ての破産債権について新たに非免責債権も含め全面的に個別執行が禁止されることになりました。

3 故意又は重過失に基づく身体・生命侵害等の不法行為債権、養育費債権等については新たに非免責債権となります。

4 更に破産者は手元に残る所謂自由財産についても必要生活費三ヶ月分への引き上げと、場合によれば個別事情による拡張の制度ができました(尚、1ヶ月分の必要生活費は33万円)。

### 追記

これまで配当に当たって、租税債権が優先され配当の大部分がその支払いに当てられることがありましたが、新法では次の表の通りになります。

唯、この改正により今後租税当局の、延滞時における徴収姿勢は一段と厳しくなることが予想されます。

新法下の租税等の請求権の優先関係

本 税	開始決定の1年以上前から1年前までの延滞税	開始決定の1年前から開始決定までの延滞税	開始決定後の延滞税	加算税又は加算金
開始決定前に発生した租税等で、開始決定当時、具体的納期限から1年以上経過 ・・・優先債権(2、98)	優先債権(2、98)	優先債権(2、98、148 三は非該当)	劣後債権(97三)	劣後債権 (時期を問わない。97五)
開始決定前に発生した租税等で、開始決定当時、具体的納期限から1年を経過していないもの ・・・財団債権(148 三)		財団債権(下記)	財団債権 (下記 97三の適用なし)	
開始決定後に発生した租税等のうち、管理・換価・配当費用に該当するもの ・・・財団債権(148 二)			財団債権 (下記 97三の適用なし)	
開始決定後に発生した租税等のうち、管理・換価・配当費用に該当しないもの ・・・劣後債権(97四)			劣後債権(97三)	

本税が財団債権であって手続外で行使しうる以上、その不履行によって発生する遅延損害金に相当する延滞税も、手続外で行使しうる財団債権となる。



弁護士

川口 富男

出身大学  
京都大学法学部  
経歴  
1959年4月  
最高裁判所司法研修所修了  
(11期)  
裁判官任官  
東京高等裁判所、大阪高等  
裁判所、大阪地方裁判所等  
の裁判官および最高裁判所  
調査官として民事裁判に携  
わる。

京都家庭裁判所所長、京都  
地方裁判所所長、高松高等  
裁判所長官歴任

1999年11月  
高松高等裁判所長官を定年  
退官

2000年1月  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、会社  
法務、金融法務、倒産法務、  
行政法務、家事相続法務

## 裁判エッセイ 11

### 本音と建前 先代鴈治郎の富樫

今年7月の大阪松竹座は、11代目市川海老蔵の襲名披露でした。

私は夜の勤進帳を観たのですが、弁慶を海老蔵、富樫を仁左衛門、義経を鴈治郎が演じました。弁慶は、大きさと華があり、迫力に満ちていて、楽しめました。富樫も義経もよく、充実した勤進帳であったと思います。

勤進帳を観ると思い出すのが現鴈治郎の父である先代鴈治郎の富樫です。先代鴈治郎は、暖かく、柔和で、春風駘蕩とした芸風の持ち主でした。その時の弁慶は先代松緑、義経は勘三郎でしたが、番付で確認しますと、昭和37年12月の京都南座での顔見世であったようです。

頼朝に追われた義経が、家来の弁慶や四天王とともに東大寺の勤進と称し、山伏に身をやつして奥州へ落ちる途中、安宅の関で関守の富樫の取調を受けます。富樫はすでに情報を得ていて、一行を義経らと疑い、厳しく詮議します。

ここで富樫と弁慶の間で行われるやりとりが有名な山伏問答です。迫力と緊張に富み、リズムのある名場面です。関所手形の代わりに勤進帳を読むことを求められ、弁慶は白紙の巻紙を一気に読み上げます。弁慶の機知で一旦は関所の通過を許されますが、強力姿の義経が上品すぎて強風に似つかわしくないと見咎められたので、弁慶がやむなく義経を杖で折檻し、修養の足りなさを責めます。すでに富樫はその強力が義経であることに気付いていますが、主人を杖で打つという弁慶の苦悩、熱誠に感動して関所通過を許します。

これが勤進帳の粗筋ですが、大方の演出では、弁慶と富樫の気迫が同等にみなぎっていて、山伏問答などに緊張感があることが大切とされ、富樫が義経一行を見逃すのは弁慶の心情に感動し、同情してのこととされるようです。そして富樫は情けのある、天晴れな武士として受け止められ、英雄扱いを受けます。舞台でも上手から堂々と登場します。身な先立派で、美しい。

7月の大阪松竹座の勤進帳もこの演出によって、仁左衛門は、ワリしく、覇気のある富樫を演じていました。

ところがこれには、劇評家としても知られている三宅正太郎元大審院判事の異論があり、「能の富樫は着付からしても郡長程度の貧弱さで、義経主従をあくまで疑い、極力阻止せんとするが、弁慶等の猛烈旺盛な志気に抗しきれずやむなく関を通すのであって、温かい道義心で関を許すのもなんでもなし。その由来からいっても、

富樫を無批判に英雄にすることは戯曲の性格を曖昧にするばかりだ」現今の演出では、富樫は「私情のために主君の大事を誤るうたえ武士」になる、と言うのです。

私が、先代鴈治郎の富樫を観たときに頭に浮かべたのが三宅さんの上の文章でした。裁判官になって3年目くらいでした。先代鴈治郎の芸風のおもむくところ、基調において柔らかい富樫になり、松緑弁慶の「猛烈旺盛」に圧倒されるようなところがありました。とはいえ、それは演技力に差があつてのことではなく、役柄上圧倒されるというものでありました。

今までに随分沢山の勤進帳を観ていますが、先代鴈治郎流は、後にも先にもこれだけであったように思います。それだけに却って印象から去らないのです。

理詰めでは三宅さんの言われるとおりです。司法官が私情で犯人を見逃すなどということが法の世界で許されるはずがありません。しかもそのような違法行為をした富樫を国民があげて英雄扱いするなどんでもないことです。

しかしこの勤進帳は、江戸以来現在に至るまで、人気狂言の第一として演じ続けられているものでして、ここには江戸町民の、そして現在の庶民の気持が反映しているとみて差支えないでしょう。

私はここに、本音と建前を使い分ける日本人の法意識をみることができると思うのです。判官びいきと言われるものですが、法は法としてもその運用には人情味を求め、ときには法を無視すべしというのです。

しかしそうはいっても、日本人が法の運用に関して無定見に本音ばかりを求めているのではないと思います。というのは、義経は結局討伐されたか、行方知れずになって頼朝にとって無害だったからです。もし義経が頼朝を倒すようなことがあったとしますと、富樫の違法行為は重大で、無視できなくなりますし、そもそも判官びいきという言葉もできなかったことでしょう。

私たちは、本音と建前を使い分けるといわれますが、本音にも一定の限界を設けているような気がします。つまり判官びいきが許される世界であるという見極めをつけたうえで、安心して富樫の違法行為に拍手を送り感動しているのではないのでしょうか。

私もやはり、普通の演出による富樫に拍手を送る一人ですが、上のような説明を加えておけば、法律家が違法行為に拍手を送ることを許してもらえないのではないのでしょうか。



弁護士

小林 幹雄  
(こばやし・みきお)

出身大学  
立命館大学文学部

経歴  
2000年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
53期  
大阪弁護士会登録  
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務

著書  
共書  
『逐条解説 中国契約法の実務』  
(中央経済社)

## 中国法務 Q & A

### 第3回 中国の民事訴訟制度

弁護士 小林 幹雄

#### 質問1

中国の裁判はどのような機関によって行われるのですか？

#### 回答

中国において国家の裁判機関は人民法院であり、最高人民法院及び地方各級人民法院、専門人民法院(軍事法院等)がそれぞれ裁判権を行使します。

上記の地方各級人民法院には高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の区別があり、例えば直轄市である上海市には上海市高級人民法院、上海市第一・第二中級人民法院のほか各地域に基層人民法院が設けられています(人民法院組織法1,2条)。

#### 質問2

中国の民事訴訟制度の特徴について簡単に説明してください。

#### 回答

まず、中国の民事訴訟制度では二審終審制が採用されており、第二審の判決に対しては上訴を行うことができません(民事訴訟法10条)。また、第一審の普通手続において人民法院は必ず合議廷を構成し、多数決原則により事件の評議を行うものとされています(同法40,43条)。このほか、中国民事訴訟制度の特徴としては人民検察院の抗訴に基づく再審等を内容とする裁判監督手続(同法177条以下)等もあげられます。

#### 質問3

中国の民事訴訟はどのような流れで進行するのですか？

#### 回答

第一審手続(普通手続)の場合を例にすれば、一般的な民事訴訟が判決に至るまでの流れを以下のようにまとめられます(民事訴訟法108条以下)。なお、第一審普通手続の場合原則として立案の翌日から6か月以内に審理を終結すべきものとされています(民事訴訟法135条)。

##### 提 訴

・ 管轄人民法院への訴状提出(例外的に口頭提訴も可能)

##### 受 理・立 案

- ・ 人民法院の審査を経て(手続不備等があった場合等は当事者による補正を行う)提訴の条件に合致する場合7日以内に立案・通知。
- ・ 提訴の条件に合致しない場合7日以内に裁定により不受理。
- ・ 提訴が法律に定める特殊な状況に該当する場合、それぞれ規定に従った処理。

##### 審 理 前 の 準 備

- ・ 訴状の送達、答弁書の提出・送達、訴訟上の権利義務告知、合議廷の構成等。
- ・ 人民法院による証拠の収集、訴訟材料の検討等。
- ・ 当事者の申請に基づく証拠交換手続の実施(なお、証拠が比較的多い事件或いは複雑かつ難解な事件の場合は当事者の申請がなくても実施される)。

##### 開 廷 審 理

- ・ 国家秘密や個人のプライバシーに関係する場合或いは法律に別段の定めがある場合等一定の例外を除き公開審理される。
- ・ 法廷調査手続(当事者の陳述、証人の証言、書証・物証の呈示等)
- ・ 法廷弁論手続(原告側発言、被告側答弁、相互弁論等)

##### 判 決

・ 合議廷による評議を経て判決の宣告。

以 上

(筆者注)引用法規は執筆時点のものです。より詳細な手続等については当事務所にご相談ください。



弁護士

## 藤井 康弘 (ふじいやすひろ)

出身大学  
同志社大学法学部

経歴  
2002年10月  
最高裁判所司法研修所修了  
(55期)  
大阪弁護士会登録  
中央総合法律事務所入所

取扱業務  
民事法務、商事法務、  
会社法務、家事相続法務等

# 個人情報保護法

弁護士 藤井 康弘

## 1 はじめに

平成15年5月に成立しておりました個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」といいます。)が、平成17年4月1日から全面的に施行されることとなります。そこで、今回は、個人情報保護法のポイントについて、解説いたします。

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されていますが、個人情報は誤った取扱いがなされた場合、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすことがあります。実際に、顧客情報の大規模な流出事件も相次いでいるところです。また、国際的にも、昭和55年、OECDにおいて、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」が示され、わが国としても、国際的に整合性を持った法整備が求められていました。このような状況のなか、個人情報保護法は成立いたしました。

そして、個人情報保護法においては、個人情報の保護に万全を期し、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、国民一人一人がその便益を享受できる高度情報通信社会を実現することを理念としています。

## 2 個人情報とは(2条1項、2項)

まず、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されています。この定義は広範囲に及び、内部管理情報すなわち自社の従業員に関する情報も含まれることとなります。

また、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等をいいます。

## 3 個人情報取扱事業者とは(2条3項)

本法に基づき義務が課される個人情報取扱事業者(以下、「取扱事業者」といいます。)とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定義されています。具体的には、データベースを作成加工することを事業としている場合はもとより、顧客や配達先等の管理に用いる場合等、広範囲に及びます。ただし、個人情報によって識別される特定の個人の数が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000を超えない者は、取扱事業者に含まれません(個人情報保護法施行令2条)。

## 4 個人情報取扱事業者の義務

取扱事業者は、以下の義務が課されることとなります。

### (1) 利用目的の特定、利用目的の制限(15条、16条)

まず、取扱事業者は、個人情報の取扱いにあたり、利用目的をできる限り特定しなければなりません。具体的にどの程度の特定が必要であるかは、事業の種類、個人情報の種類、性質等により異なると考えられますが、単に業務遂行のためという程度の特定では足りないと思われます。

そして、この特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことはできません。

### (2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等(17条、18条)

取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。収集目的を偽ったり、他人のデータベースに不正アクセスして、個人情報を取得することなどが禁止されます。

また、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、すみやかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表する必要があります。通知としては、郵便、FAX、電子メールなど、また、公表としては、ホームページ上への掲載、パンフレットの配付などが考えられます。

### (3) データ内容の正確性の確保(19条)

取扱事業者には、利用目的達成に必要な範囲において、個人データ(個人情報データベース等を構成する個人情報)を正確かつ最新の内容に保つ旨の努力義務が課されています。正確で最新の個人データであるかは容易に判断できるものではなく、事業者のみを義務付けても実効性に問題があることから、可能な限り正確性を確保するという趣旨で努力義務としています。

### (4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督(20条～22条)

取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。具体的には、プライバシーポリシーの策定、個人情報取扱規程・マニュアルの作成、安全管理者の設置等の体制整備、従業員に対する研修、情報システムに関するセキュリティ評価の実施等が考えられます。

また、個人データを、従業者または委託先に取り扱わせる場合には、従業者、委託先に対して、必要かつ適切な監督を行う必要があります。

(5) 第三者提供の制限( 23条 )

取扱事業者は、一定の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することは禁止されています。

なお、個人情報の取扱いを委託する場合、合併等に伴い個人情報が提供される場合、特定の者との間で共同して利用する場合については、第三者提供には該当しません。

(6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等( 24条～27条 )

取扱事業者は、保有個人データに関し、原則として、利用目的、開示等に必要な手続、苦情の申出先等について、本人の知りうる状態におかなければなりません。また、取扱事業者は、本人から求められたときは、データの開示、訂正等を行う必要があります。

さらに、取扱事業者は、データが利用目的に反して取り扱われているなどの場合、本人の求めに応じ、個人データの利用停止等を行わなければならない。

(7) 苦情の処理( 31条 )

取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に務めなければなりません。個人情報に関する苦情の処理に関して、一次的に、取扱事業者にその処理の努力義務を課しています。

## 5 個人情報の保護に関する基本方針

平成16年4月2日に閣議決定された個人情報の保護に関する基本方針においては、取扱事業者の取り組みにあたっての重要事項として次の3

点が挙げられています。

事業者が行う措置の対外的明確化

プライバシーポリシーの策定・公表等、事業者が行う措置を対外的に明確化し、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合には、二次被害防止等の観点から、可能な限り事実関係を公表することが重要とされています。

責任体制の確保

個人情報保護管理者を設置する等、個人情報の安全管理について事業者内部の責任体制を確保するための仕組みを整備し、また、個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めるなどの実効的な監督体制を確保することが重要とされています。

火従業者の啓発

教育研修の実施等を通じて、実際に事業者の内部において個人情報を取り扱うことになる従業者の個人情報保護意識を徹底することが重要とされています。

## 6 最後に

上記をはじめとする義務を規定した個人情報保護法が、平成17年4月1日から、全面的に施行されます。まずは、自らが扱う個人情報の種類及び数を調査し、その結果、本法の個人情報取扱事業者に該当する場合には、上記の義務をふまえ、必要なマニュアルの作成や人的体制の整備等の準備をしていただきたいと思います。





税理士 岡山 栄雄  
(おかやま・えいお)

出身学校  
高知学芸高等学校  
関西学院大学経済学部

出身地  
高知県中村市

主な経歴  
大阪国税局 総務部企画課長  
大阪国税局 査察部管理課長  
大阪国税局 査察部次長  
福知山税務署 署長  
南税務署 署長

事務所  
大阪市北区西天満2丁目10番2号  
幸田ビル6階603号  
TEL 06-6363-2063  
FAX 06-6363-2067

## 「組織におけるナンバー2の役割」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

組織には、意思決定機関としてトップの能力が最も重要であり、またその存在は絶対です。しかしながら、組織はトップの能力だけでは運営できない場合が多く、トップに加えてトップを補佐する有能な「ナンバー2」の存在が必要です。私も国税局法人税課の課長補佐、査察部の次長、明石税務署の副署長として組織のナンバー2を経験しました。このナンバー2時代の経験がこれまでの仕事の中で一番勉強になったと思っています。加えて南税務署長として赴任したときは、場所柄、船場商家のナンバー2である番頭制度にも大いに関心を持ちました。

組織におけるナンバー2には、3つの大きな役割があります。1つは自分の所掌する事務の「責任者」としての役割、2つ目はトップに所用のあるときの「代理人」としての役割、もう1つはトップを組織的に支える「補佐役」としての役割です。

まず、所掌事務の「責任者」としては、自己の権限の範囲内で責任をもって仕事をすることです。注意すべきことは、自己の責任の範囲をどのように判断するかということです。自分だけで処理できることまでトップに上げる必要がない反面、重要な情報については的確に報告しなければなりません。上司に情報を上げるかどうか。また上げる情報の内容とタイミングを如何に判断するかが中間管理職の大切な仕事のひとつです。

また、トップの「代理人」としては、日頃からトップの代理が務まるように準備しておくことです。例えば会議や折衝の場などに出席するときは、常に自分にも出番があるものとして周到な事前準備をしておくべきです。準備が無駄に終わる場合もありますが、緊急の時には準備したことによってトップの代理人が立派に務まりますし、また準備をすること自体が貴重な経験

となって将来の役に立ちます。

ナンバー2の役割のうち、トップの「補佐役」としての役割が一番重要です。補佐役の究極の仕事は、トップが本当に言いたいことを付度し、嫌われることを覚悟で部下に指示することです。また一方で、部下が言いたくも言えないことを吸い上げてトップに直言することです。私も部次長、副署長として何度かナンバー2の仕事をしてきました。その時に注意したことは、補佐役としての仕事はトップを組織的に補佐することであり、その中心は上司と部下の双方に嫌われることだと自覚し、事あるごとに悪役を演じてきました。最近では他人に嫌われることを恐れる人が多くなっています。しかし組織の管理者ともなれば、給料は他人に嫌われた代償として貰っているのだという位の覚悟が必要です。ただ仕事の上では幾ら嫌われても、人間的な魅力においては好かれるべきだと思っています。更に、ナンバー2は決して茶坊主にならないことです。茶坊主とは、組織内の悪い情報をトップに上げず気に入られる情報だけを上げ、権力の威を借りて威張る、いわゆる取巻きのことです。近年とかく問題のあった組織には、茶坊主的な存在が認められています。

本に書かれているソニーの盛田昭夫氏、ホンダの藤沢武夫氏などは立派なナンバー2の例です。また話として聞いた船場商家の番頭なども理想的なナンバー2であったといえます。私の経験からも、優良企業の責任者が税務署や国税局に来られるときは、必ずトップの方ともう一人優秀な補佐役の方の二人で来られることが多かったと記憶しています。トップとナンバー2の組み合わせのよい組織は、明るく風通しのよい活気に満ちた組織であると確信しています。

最後に付け加えますと、ナンバー2がその役割を全うできるのは、トップの全面的な理解と絶対的な信頼関係が必要であることは言うまでもありません。

大阪事務所



弁護士法人  
中央総合法律事務所

大阪事務所  
〒530-0047  
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階  
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289  
東京事務所  
〒106-6030  
東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階  
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

<http://www.clo.jp>

東京事務所



### 所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 加藤 幸江	弁護士 中務 尚子	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌	弁護士 衛藤 祐樹
弁護士 金澤 浩志	弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 亘	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛		